



労働安全衛生法の改正及び 企業の取組事例等について

令和8年2月10日

大阪労働局 労働基準部 健康課

第2回 化学物質管理強調月間 開催中

スローガン

開催期間：令和8年2月

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

趣旨(要約)

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。化学物質による休業4日以上の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

これらを踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

規制対象となる化学物質(リスクアセスメント対象物)は順次拡大され、令和8年4月には約2900物質が対象となり、これに伴い対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されます。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」のスローガンの下で展開することとし、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、活動の定着を図ることとします。

化学物質管理強調月間 リーフレット等案内

事業主・働く皆様へ

第2回 化学物質管理強調月間を実施します

期間：令和8年2月1日から令和8年2月28日

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の運営性疾病を除く。）のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

これらを踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情報に基づきリスクアセスメントの結果に基づき、はく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月には約2900物質が対象となり、これに伴い対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されます。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造・取扱い等を行なう全ての事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を以下のスローガンの下で展開することとし、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、活動の定着を図ることとします。

スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

◇ 主唱者・協力連携者・協賛者の実施事項 ◇

(ア)化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ)化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ)化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

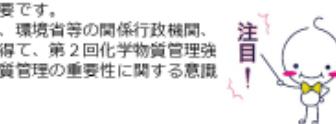
(エ)化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ)雑誌等を通じた広報

(カ)事業者の実施事項についての指導援助

(キ)その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼



◇ 実施者（事業者）の実施事項 ◇

①下記(ア)から(エ)の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う

(ア)リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、安全衛生担当者等との連携等

(イ)製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認

(ウ)ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

(エ)特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

②事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③スローガン等の掲示

④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



大阪労働局・各労働基準監督署
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-rooudoukyoku/>
(R7.11)

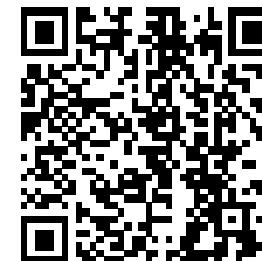
リーフレット・化学物質管理強調月間実施要綱等 （【大阪労働局ホームページ】内）

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/roudo_eisei/kagaku_kanri02.html



【中央労働災害防止協会】 化学物質管理強調月間特設ページ

<https://www.jisha.or.jp/info/campaign/chemicals/>



日常の化学物質管理の総点検

1. リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、安全衛生担当者等との連携等
2. 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認
3. ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
4. 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講すべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講すべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ポイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

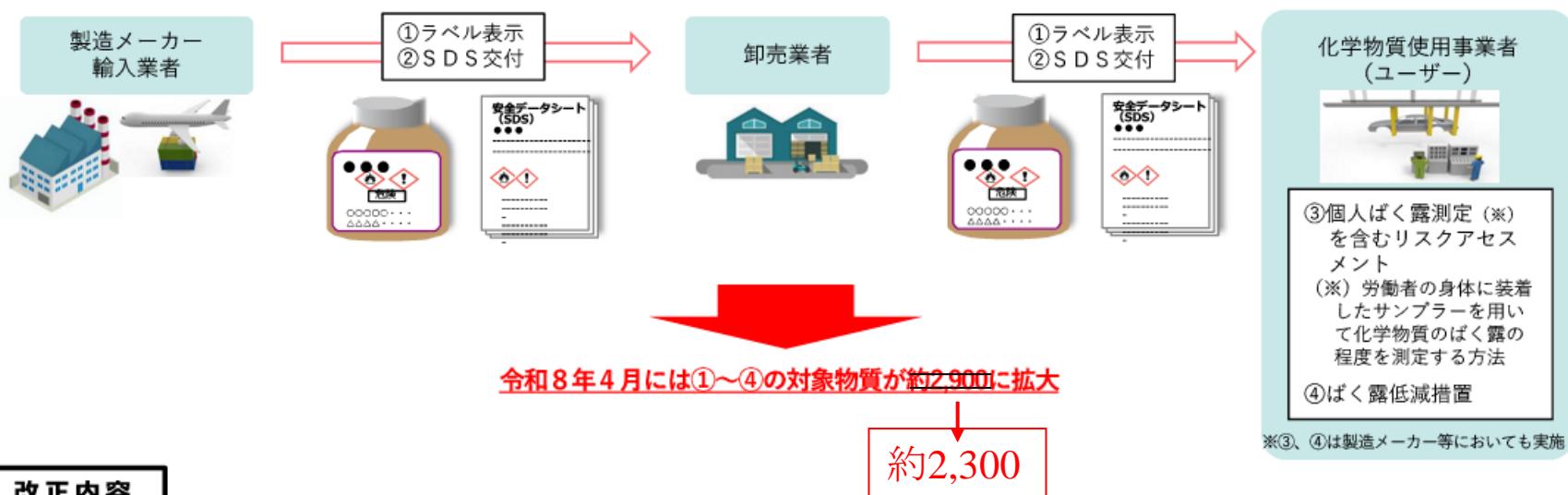
施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

○化学物質による健康障害防止対策等の推進（労働安全衛生法、作業環境測定法の改正）

危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



改正内容

- 化学物質の譲渡・提供における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講すべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

○新たな化学物質規制（改正の全体像）

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等における規定について、見直しを実施。

これまでの
対策

(限られた数の) 特定の化学物質に対して
(特別則で) 個別具体的な規制を行う方式

法令
準拠
型

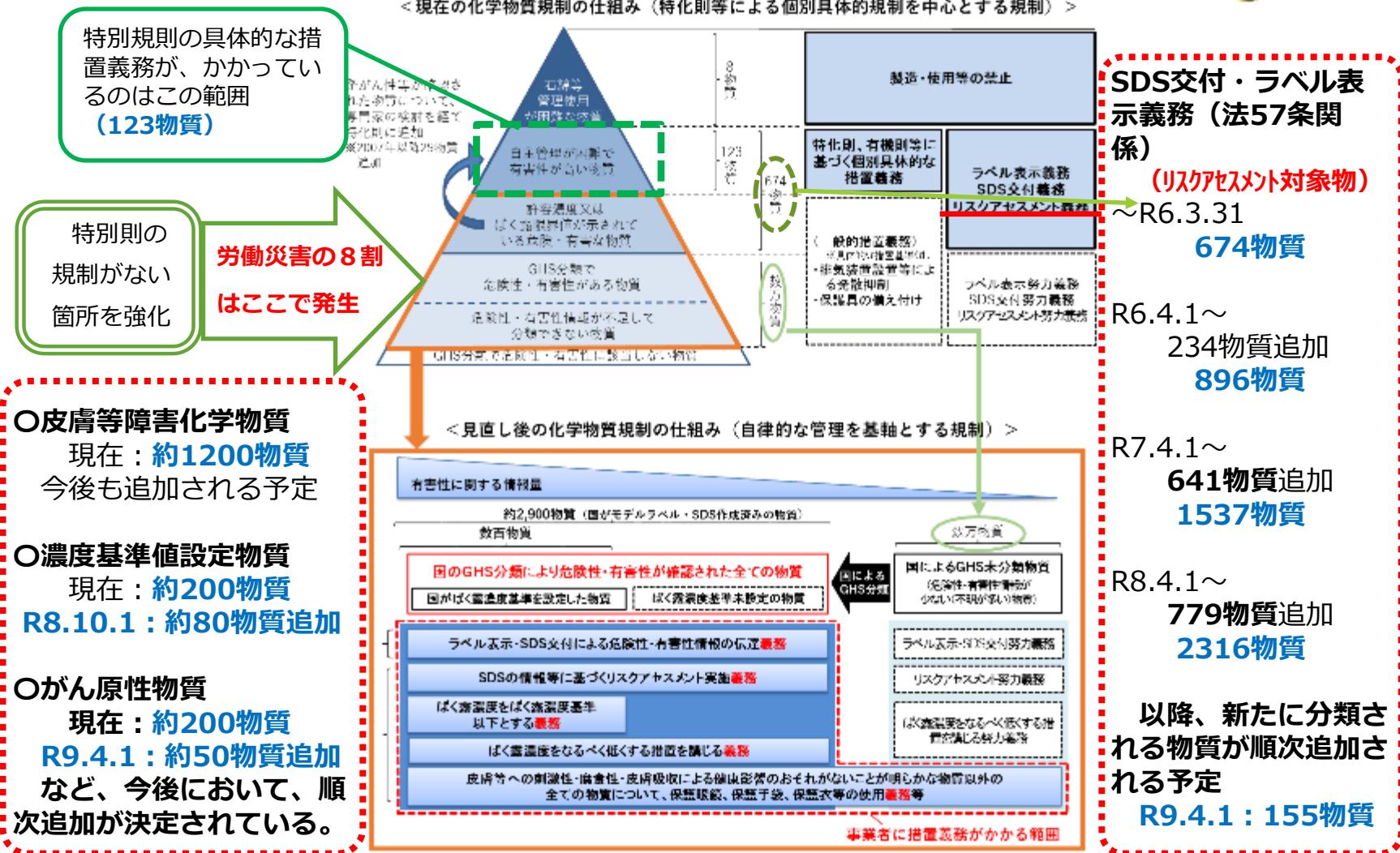
特別則で未規制の物質を主眼として

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者に求める

- ばく露を最小限とすること
(危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務)
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回ること**
- 達成等のための手段については、**リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が適切に選択すること**

自律的
な管理

○新たな化学物質規制の概要



化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立①

化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店舗、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

2024(R6).4.1 施行

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 又は同等以上の能力を有する者
(労働安全衛生規則第12条の5参考)

・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
→ 資格要件無し(化学物質管理者講習に準ずる講習の受講を推奨)

(3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4, 5のみ

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられる危険・有害物質

※化学物質管理者講習の内容

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

(3) 職務

- ・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他

保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム		
学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

○主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
<p>●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm)</p> <p>■厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル） (簡易なリスクアセスメント支援ツール) ✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） <ul style="list-style-type: none"> ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業 ✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック ✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール ✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
<p>(職場のあんぜんサイトからリンク)</p> <p>● ■ 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール <small>※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。</small>
<p>(職場のあんぜんサイトからリンク)</p> <p>● ECETOC-TRA サイト ■ 欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 <small>(一社) 日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用）</small>
<p>(職場のあんぜんサイトからリンク)</p> <p>● EMKG Software 2.2 ■ the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版） ✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）

○業種・作業別マニュアルと解説テキストのご案内 (見本: 飲食店における洗浄作業 化学物質マニュアル)

ゼロ災大阪

飲食店における洗浄作業 化学物質管理マニュアル

本マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、飲食店における洗浄作業において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針※1に対応したものです。なお飲食店の他、小売業や宿泊業等において飲食を提供する場合も、作業内容が類似する場合は、適用可能です。
 - マニュアルにより、以下を実施できます。
 - ✓ 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
 - ✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができる
 - マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に則り、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

適用範囲と使用上の注意

- 本マニュアルでは、以下の作業工程を想定しております。実施する作業内容と一致する場合にのみ、本マニュアルを適用可能です。
 - ④ **希釈・小分け**：洗浄剤の原液を希釈し、小分け容器に移す一連の工程
 - ⑤ **調理設備（フライヤー等）の洗浄**：フライヤー等の調理設備をスポンジ、たわし、ヘラ等を用いて洗浄する工程
 - ⑥ **調理器具・食器の手洗い**：調理設備の部品や、調理器具・食器をシンク等においてスポンジ等を用いて手洗いする工程
 - ⑦ **食洗機への洗浄剤の投入**：食器洗い機に洗浄剤を投入する工程

- 使用者は、マニュアルの想定と実態が乖離していないか、継続的に確認し、使用しなければなりません。
 - 化学品にマニュアルの裏表紙に記載されていない成分が含まれている場合、マニュアルで示す対策では不十分である可能性があります。特にSDS 15項において、裏表紙に記載の成分以外の皮膚等障害化学物質が示されている場合、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル※2に基づき、保護手袋の耐透過性が当該成分に対して十分か、確認する必要があります。
 - マニュアルで不明な点等は、付属の解説テキストを参照してください。なお化学物質管理者は、解説テキストの内容をよく理解の上、本マニュアルを使用してください。

※平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号により改正）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf>）

※2皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001443253.pdf>）

- 厚生労働省 ホームページ
化学物質リスクアセスメントについて
～業種・作業別マニュアルと解説テキスト～
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_5176.html



- 建設業労働災害防止協会 ホームページ
建設業における化学物質取扱いリスク
管理マニュアル
https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/chemical_management/about.html



○労働安全衛生法に基づく化学物質管理の相談窓口

電話、メールフォームによる相談窓口を設置

- ◇ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ◇ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ◇ 新たな化学物質管理の制度の内容
- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立 など

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

(12:00～13:00を除く／土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ 050-5577-4862



テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。

テクノヒル 相談窓口

検索

と検索ください。

* 相談は無料ですが、通話料がかかります。

* メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。



ホテル内において清掃作業中、洗剤の混合による塩素ガス中毒により死亡

事業場規模: 5~15人

**発生状況**

この災害は、ホテル内において清掃作業中、洗剤を混合する際に塩素ガス中毒にかかったものである。

被災者が所属する会社は、ホテルから清掃作業を請け負い、このホテルにチーフ以下13名の清掃員を常駐させていた。

災害が発生した日、被災者らは午前9時にホテルに出勤し、午前中に1階を、午後に2階を清掃する予定で清掃作業を開始した。

被災者Aは、午前中に1階の清掃作業を行い、午後には2階の清掃作業を他の清掃員とともにに行っていた。午後の清掃作業に入ってから被災者Aは、洗剤を補給するためトイレ内で、廊下に置かれていたタイルワックスをポリバケツに注ぎ入れたが量が少なかったので、タイルワックスの近くに置かれていた次亜塩素酸ソーダを追加したところ、ポリバケツから白煙が発生し、その白煙を吸入してしまい、気分が悪くなつたので従業員用の控室で横になっていた。

その様子を見たチーフは、事情を聞き、本社へ災害発生の報告を行った。その後、チーフは、災害が発生したトイレに赴き、白煙の発生したポリバケツに水を入れてトイレ内に数回に渡って流していたところ、気分が悪くなり被災者Aと共に病院に搬送された。いずれも塩素ガス中毒と診断され、Aは死亡した。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 洗剤として補給しようとしたタイルワックスは硫酸を10%含有しており、これに次亜塩素酸ソーダを加えたため、化学反応を起こし、塩素ガスが発生したものであること。
- 2 タイルワックスおよび次亜塩素酸ソーダの容器に、含有成分、取扱上の注意事項が適切に表示されていなかったため、通常の清掃作業には使用しないタイルワックスや次亜塩素酸ソーダを通常使用する洗剤と思い込んで使用したこと。
- 3 清掃に使用する洗剤類の保管場所が定められていなかったため、タイルワックスおよび次亜塩素酸ソーダが、通常の洗剤と紛らわしい状態で廊下に置かれていたこと。
- 4 安全衛生管理体制が整備されておらず、清掃員に対する雇い入れ時などにおける安全衛生教育が実施されていなかったこと。
- 5 清掃員が、有害物を含有するタイルワックスなど洗剤の有害性に関する知識を有していないしたこと。

対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 タイルワックス、次亜塩素酸ソーダなど有害性のある洗剤などは、保管場所を定めて保管し、その容器には成分および取扱に関する注意事項を表示すること。
- 2 清掃に使用する洗剤の有害性に関する知識経験を有する者の中から洗剤を管理する者を選任し、その者に、洗剤の適正な使用、取扱方法などについて必要な指導を行わせるとともに、洗剤の適正な保守管理を行わせること。
- 3 清掃作業について洗剤の適正な選択、その取扱などについての作業手順を作成し、清掃員に対して周知徹底すること。
- 4 次亜塩素酸ソーダを混合する際に塩素ガスが発生するおそれがある場合には、作業場所の換気方法および作業方法の事前検討、作業者に保護具を着用させるなど適切な管理を行うこと。
- 5 清掃作業員に対して、洗剤の有害性、人体への健康影響、およびその防止対策などについて労働衛生教育を実施すること。

次亜塩素酸ナトリウムを加湿器に誤って投入したことによる中毒

事業場規模: 16~29人



発生状況

福祉施設内のエントランスホール及び談話室において、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムが補充されていたことにより、施設内に次亜塩素酸ナトリウムを含む水蒸気が飛散したため、入所者にお茶を提供していた作業者が吐き気や咳込み等の症状を発し、救急車で病院に搬送された。加湿器に加えられた次亜塩素酸ナトリウムと酸性物質の反応による塩素ガスの発生によるものか、次亜塩素酸ナトリウム自身の皮膚や粘膜への刺激性によるものか、症状の原因は明確ではない。

加湿器へ本来補充する薬剤（次亜塩素酸水）と、次亜塩素酸ナトリウムの容器の外観が似ており、また近傍に置かれていたため、作業に不慣れな補充者（被災者ではない）が取り違えた。

原因

- 1 薬品の使用方法についての情報共有が不足していたこと。
- 2 異臭がする際の対策が検討されていなかったこと。
- 3 容器の外観や名称が似ていたため、化学物質を取り違えたこと。

対策

- 1 次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムのような、名称が似ているが異なる物質について、使用時の注意事項を明確に掲示し、手順書を作業者で共有して作業を行うこと。
- 2 外観や名称が似た化学物質の取り違えが起こらないように、収納場所を別にし、それぞれ目立つ場所にラベルを貼る。こぼれた薬品や時間経過によりラベルが色褪せた場合は速やかに貼りかえ、取り違えを防止すること。
- 3 福祉施設や病院等の交代勤務のある職場では、特に注意して情報共有を行う



※小分け容器も含め容器には、ラベル表示を！
また、労働者に分かりやすい工夫を検討しましょう

○緑十字展2025in大阪・近畿での大阪労働局の特別展示内容を公開中です！

◎新たな化学物質規制及び職場における熱中症対策への企業の取組み事例

- ◇ リスクアセスメント・ラベル表示・個人サンプリング測定・・・(32事例)
- ◇ ばく露低減措置・代替溶剤・密閉化・局所排気装置・・・・・・(20事例)
- ◇ 障害等防止用保護具・フィットテスト・衛生教育・・・・・・(17事例)
- ◇ 化学物質管理強調月間・資格・掲示・その他・・・・・・(32事例)
- ◇ 熱中症事例 (WBGT値(暑さ指数)の活用、作業環境管理 など) (65事例)



ホーム

本文へ お問い合わせ よくあるご質問 サイトマップ

Google カスタム検索

検索

ニュース & トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

労働局について

大阪労働局 > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係

安全衛生関係

安全関係

労働衛生関係

要チェック！！

【新着】緑十字展2025in大阪・近畿 デジタルサイネージ集 NEW

- ①新たな化学物質規制への企業の取組み事例
- ②職場における熱中症対策への企業の取組み事例

各種法令・制度・手続き

法改正のご案内

労働条件関係

安全衛生関係

労働保険関係

労災保険関係

雇用保険関係

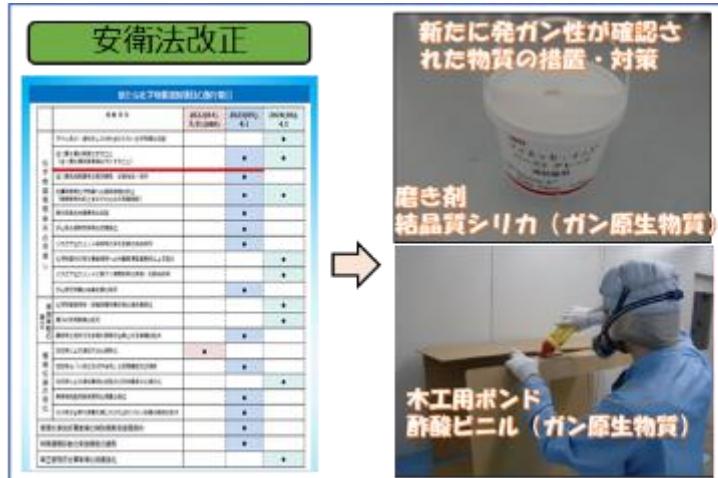
職業紹介関係

【QRコード】



・がん原生物質の廃止（代替品措置）事例

before



問題点：安衛法改正に伴い

がん原生物質対象が増加

規制内容：ばく露を濃度基準値

以下にする事

対象薬品：シリカ含有・酢酸ビニル



after



対策・措置 2023年4月～

※がん原生物質を含まない資材に
変更

磨き剤：結晶質シリカ未使用剤

木工用ボンド廃止→テープ使用

・洗浄剤代替品採用の事例

before

【旧】洗浄剤SDS（一部抜粋）	
1.5. 適用法令	
・消防法：	危険物 第2条 第4類 第1石油類(非オ
・労働安全衛生法：	施行令 第18条(名称等を表示すべき
	施行令 第18条の2(名称等を通知す
	施行令 別表第1 危険物(引火性のもの)
・毒物劇物取締法：	有機則 第2種有機溶剤
	非該当
・船舶安全法：	危規則 第3条 危険物 告示別表第1
・航空法：	施行規則 第194条 危険物 告示別表第1

塗料洗浄用の薬品として「第2種有機溶剤」を使用していたため、人体へ影響を与える可能性があった。また、それに伴い有害物質の健康診断や作業環境測定が必要であった。

after

【新規】洗浄剤SDS（一部抜粋）	
1.5. 適用法令	
・消防法：	危険物 第2条 第4類 第1石油類(非オ
・労働安全衛生法：	施行令 第18条 及び 第18条の
	施行令 別表第1 危険物(引火性のもの)
・毒物劇物取締法：	有機則 第3種有機溶剤
	毒物劇物非該当
・船舶安全法：	危規則 第3条 危険物 告示別
・航空法：	施行規則 第194条 危険物 告示

代替となる薬品として「第3種有機溶剤」へ変更することにより、作業担当者の衛生環境が守られ、健康診断等の対応も緩和された。



・小分け容器の市販容器を使用した事例

before



after

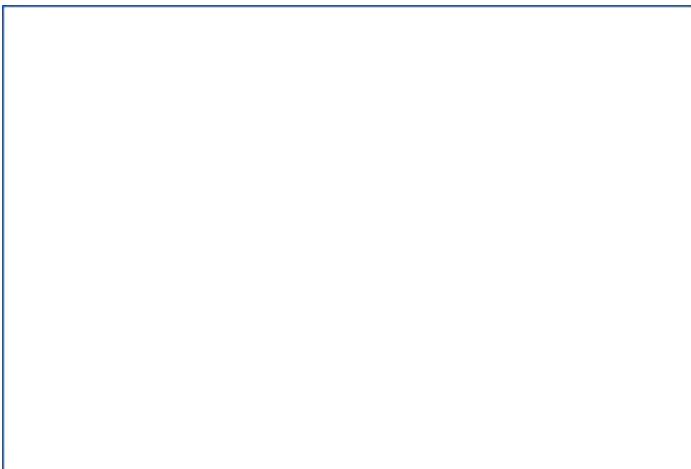


作業上使用する小分け容器に化学物質の有害性等を表示しておらず、作業者本人しか物質を理解していなかったため、間違った使用方法で取り扱われる危険性があった。

小分け容器に化学物質の有害性等を作成、貼付けし、作業者だけでなく、他の作業者にも物質が分かるように明示した。

- 容器に名称と色分けラベルで区別した事例

before



工場内清掃・殺菌、原料小分け等で使用する液体物の管理はバケツやスプレーを用いているが、種類が複数あるため、ルール決めがない状況では、間違って使用する恐れがある。



after



色分け・ラベルを貼って、名称と色を分けることで、視覚的に使用間違いを防いでいる。

またハンドブック（ルール本）を作成し、全従業員に配布・教育の実施、マニュアルを使用現場に貼り出すこともおこなっている。

〇緑十字展2025in大阪・近畿での大阪労働局の特別展示内容を公開中です！

- ・掲示物対象物質及び掲示内容の事例

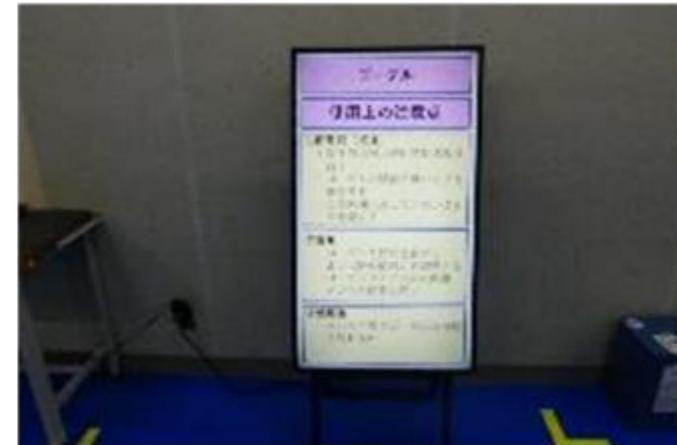
before



特定化学物質作業に従事する
全ての者にとって見やすい場所
に掲示板で周知



after



法改定により、一部の作業工
リアでは、掲示板での周知が困
難の為、デジタルサイネージに
変更

・リスクアセスメント対象物質の管理の事例

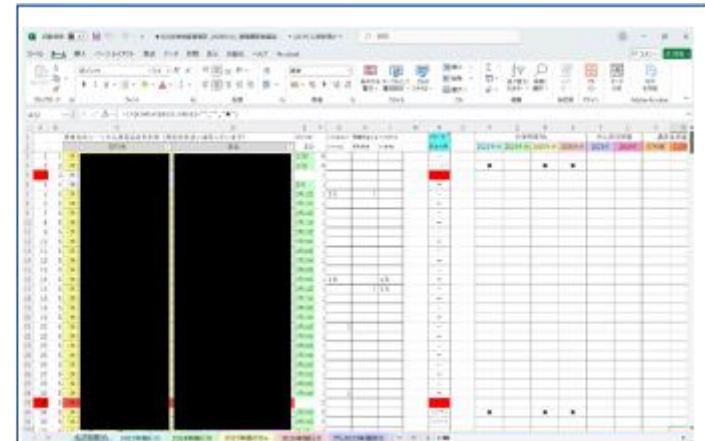
before



当事業所で使用する購入品と
化学物質の情報が紐づいておら
ず、リスクアセスメントの実施が漏れる
可能性があった。



after



当事業所で使用する購入品を洗い
出し、そのSDSから使用されてい
る化学物質を一覧化し、紐づけた。
合わせて、リスクアセスメント対象物質で
あった場合、自動でリストに印が入
るようにし、漏れなくリスクアセスメント
が実施・管理できるようにした。

○緑十字展2025in大阪・近畿での大阪労働局の特別展示内容を公開中です！

・新規化学物質導入時のリスクアセス 電子システム化事例

before

問題点：リードタイムロス発生

1案件處理 約1W

行程：紙面印刷→上長押印→

郵送→本社承認

結果：現場使用許可が遅れる

after

CRAシステム																																																																							
本社安全G	支店安全G	事業部安全G	申請者上級	申請者																																																																			
承認	承認	承認	手頭	承認	手頭																																																																		
2024/04/01	2024/04/01	2024/04/01	2024/03/27	2024/04/01	2024/03/27																																																																		
<p>基本情報</p> <table border="1"> <tr> <td>No</td> <td colspan="5">20240327_09</td> </tr> <tr> <td>申請日</td> <td>2024/03/27</td> <td>申請者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>所属</td> <td colspan="5">ヨーロッパ・販売会社 内線</td> </tr> <tr> <td>タイトル</td> <td colspan="5">ドクタードラゴンズ・ヨーロッパ・オペレーション</td> </tr> <tr> <td>部署名</td> <td colspan="5">部門1 (本社) 101</td> </tr> <tr> <td>部署</td> <td colspan="5">取扱付帯の部署 (選択肢内)</td> </tr> <tr> <td>承認</td> <td>000171000</td> <td>CAS番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>承認</td> <td>00358941</td> <td>MSDS番号</td> <td colspan="3">0115-RW050</td> </tr> <tr> <td>製品名</td> <td colspan="5">H-50 W3450-B-2</td> </tr> <tr> <td>SDS番号</td> <td colspan="5">20230914_Dr_H-50_W3450-B-2_20231230.pdf</td> </tr> <tr> <td>詳細情報 (NOTE: PDF形式は非表示)</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						No	20240327_09					申請日	2024/03/27	申請者				所属	ヨーロッパ・販売会社 内線					タイトル	ドクタードラゴンズ・ヨーロッパ・オペレーション					部署名	部門1 (本社) 101					部署	取扱付帯の部署 (選択肢内)					承認	000171000	CAS番号				承認	00358941	MSDS番号	0115-RW050			製品名	H-50 W3450-B-2					SDS番号	20230914_Dr_H-50_W3450-B-2_20231230.pdf					詳細情報 (NOTE: PDF形式は非表示)					
No	20240327_09																																																																						
申請日	2024/03/27	申請者																																																																					
所属	ヨーロッパ・販売会社 内線																																																																						
タイトル	ドクタードラゴンズ・ヨーロッパ・オペレーション																																																																						
部署名	部門1 (本社) 101																																																																						
部署	取扱付帯の部署 (選択肢内)																																																																						
承認	000171000	CAS番号																																																																					
承認	00358941	MSDS番号	0115-RW050																																																																				
製品名	H-50 W3450-B-2																																																																						
SDS番号	20230914_Dr_H-50_W3450-B-2_20231230.pdf																																																																						
詳細情報 (NOTE: PDF形式は非表示)																																																																							
<p>電子承認</p>																																																																							

社内全事業所 システム運用開始

2024年4月～

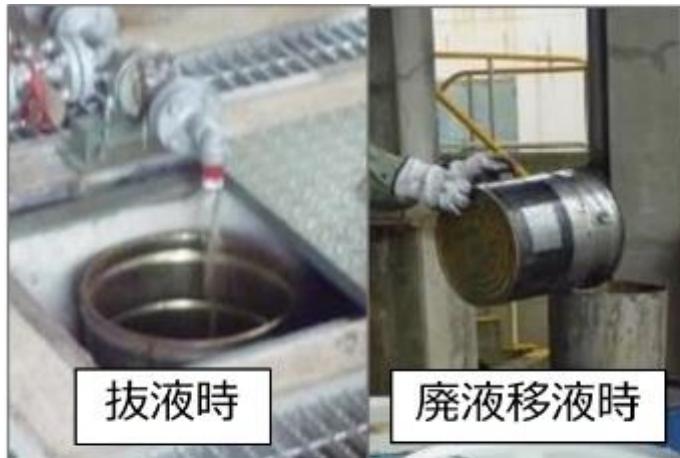
メリット・電子承認により迅速化及び

内容共有可（一元管理）

- ・ SDS・有害性・保護具他
リンクで閲覧可

・化学物質のばく露低減措置

before



ペール缶へ抜液し、その廃液をドラム缶へ移液していた。

after



ペール缶に目視確認ができる窓が付いた蓋を設置し、ほぼ密閉系で液プローが可能となった。また、ペール缶にコック付きノズルを取り付け、発生源から距離を取りながら移液が可能となった。

・タンクの蓋に局部排気ダクト装着口を設けた事例

before



塗料製造の際に使用する移動タンクの割蓋に局部排気を装着する所がなく、局部排気を使用する際は蓋を開けた状態で使用していたため、溶剤が揮発し作業場に拡散していた。



after



割蓋に局部排気ダクトの装着口を設けて、直接局部排気ダクトを差し込める構造とした。

これにより作業場への揮発溶剤拡散を抑制することが出来た。

・アーク溶接ヒューム対策の事例

before



after



アーク溶接機に発生する
ヒューム、粉じんを作業者がマ
スクをしていても吸い込む可能
性があった。



ヒュームコレクターを設置す
ることにより作業者がヒューム、
粉じんを吸い込む可能性が低減
された。

- ・適切なドラフト開閉状態の見える化事例

before



ドラフトを使用した実験室での作業時、作業者は操作性を優先してしまい、サッシを全開にして使用してしまうため、適切な風速が保つことができず、作業者が化学物質を暴露する危険性があった。



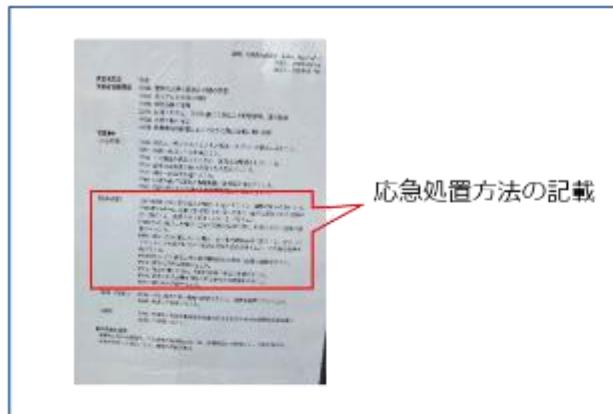
after



ドラフト横にラベルを張り、以下の危険性を周知した。
赤色：一か所でも開いていると適切な風速が保てないため、すぐ閉める。
黄色：一か所のみ黄色ラインでも風速は保つことが出来る。
青色：風速は保つことが出来る。

- ・応急処置表示・漏液警報装置の事例

before



SDS等の表示をしても、応急処置等の記載など一目ではわからずらく、非常時に対応が遅れる可能性があった。

after



SDSの表示とは別に、応急処置の方法が一目でわかるような表示を掲示した。また、水道の蛇口の場所もわかるような表示もすることで、スムーズに応急処置が行えるようにした。また、漏出検出時の警報をパトライトとすることで認識しやすくした。

・保護具の状態と着用を記録する方法の改善事例

before

	ウエス	ゴム手袋	マスク	吸着マット	保護メガネ	ナイロン袋	マジック	防毒マスク
月/日(年)	枚数	S/M/L各1組	2枚	1枚	1個	2枚	1本	1個
例)5/19(木)	2		1			1		

有機溶剤を取り扱う作業において、保護具の管理は保管状況確認と状態確認のみをおこなっていた。

※有機溶剤は製造記号の捺印に使用
しております。



after

3. 本日の着用は？

無い場合
 ある場合
 無い

4. 採用された個人用保護具は正しい着用しているか？

是
 否

5. 亂用している保護具を改めてください。（複数回答可）

保護マスク
 防毒マスク
 保護手袋

有機溶剤を取り扱う作業前に、保護具の状態と着用を記録するように変更した。

この変更により、適正な保護具着用が習慣化した。

さらにチェックシートをペーパーから電子化に変更することでシート記入の煩雑さも解消した。

・保護マスク安全教育の事例

before



防じんマスクの安全教育を、入社時に30分ほどしか出来ていなかった。社内の安全担当者が行っており、細かな内容まで伝えられていなかった。

after



防じんマスクメーカーに全体講習を相談。メーカー担当者指導の下、全従業員対象に約1時間半講習をおこなった。（内容：防じんマスク着用の意味、正しい装着方法、消耗品交換目安、お手入れ方法など）

○日常の化学物質管理の総点検アンケートのご協力のお願い

※全国での厚生労働省開催の説明会等において、匿名でお願いしているアンケートになります。化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等ができているか、点検するための参考となる資料も確認できますので、総点検を行うと共に、当省へのアンケートについて、ご協力ををお願いいたします。

総点検アンケートの内容

- ◇ 事業場で製造・取り扱ってる化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であることを把握していますか
- ◇ 化学物質管理者を選任していますか
- ◇ リスクアセスメントを実施していますか
- ◇ リスクアセスメントの結果に基づく低減措置を行っていますか
- ◇ 安全データシート（S D S）とR Aの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか
- ◇ 保護具着用管理責任者を選任していますか
- ◇ 化学物質の譲渡・提供を行う際に、ラベル表示を行い、S D Sによる通知を行っていますか など

QRコードあるいはURLから実施する方法

スマートフォン等の電子端末から下の二次元コード（QRコード）を読み取っていただくことで、アンケートフォームに進めますので各項目に入力していただき、最後に登録ボタンを押してください。

○【パソコン等】以下のURLにアクセスしてご回答下さい。

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou27/2026-2kagaku>



ご清聴ありがとうございました